

関原発第473号  
2022年11月15日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
執行役社長 森 望

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、2022年7月7日付け関原発第186号をもって変更認可申請しました、高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、別紙のとおり補正いたします。

以上

別 紙

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正内容

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書を以下のとおり一部補正する。

- ・本文のうち、「2. 変更の理由」を添付1のとおり補正する。
- ・本文のうち、「3. 施行期日」を添付2のとおり補正する。
- ・別添を添付3のとおり補正する。

以 上

## 2. 変更の理由

### (1) 廃樹脂処理装置他の共用化に伴う変更

3号炉及び4号炉の使用済樹脂を1号炉及び2号炉の廃樹脂処理装置他で処理するため、1号炉及び2号炉共用の廃樹脂処理装置他を1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用に変更し、処理に係る使用済樹脂移送容器等の設備を設置することから、関連する保安規定条文の変更を行う。

### (2) 原子力災害制圧道路等整備による敷地境界の変更に伴う変更

原子力災害制圧道路等整備に伴い敷地境界を変更するため、関連する保安規定条文の変更を行う。

### (3) 記載の適正化

第100条の2(放射性固体廃棄物の管理) および第102条(放射性気体廃棄物の管理) に対する記載の適正化を行う。

### 3. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。
- (2) 本規定施行の際、原子力災害制圧道路等整備に伴う敷地境界の変更に関連する規定については、当該敷地境界の変更を行う日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
- (3) 本規定施行の際、使用前事業者検査対象の廃樹脂処理装置他の共用化に関連する規定については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第3項の使用前確認完了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

別添 高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第100条の2 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>*1</sup>または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下、「廃棄物庫」という。)に保管する。</p> <p>(2) 1号炉および2号炉で発生したイオン交換器廃樹脂は、発電室長が廃樹脂タンクまたは廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、イオン交換器廃樹脂のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱い、(7)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。貯蔵したイオン交換器廃樹脂を廃樹脂処理装置で処理する場合は、<u>第一</u>発電室長が処理し、処理済樹脂は(7)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は、<u>第一</u>発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または装置の濃縮廃液タンクに保管する。</p> <p>(3) 3号炉および4号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂は、<u>第二</u>発電室長が使用済樹脂タンクまたは使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、脱塩塔使用済樹脂のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱い、(7)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。ドラム缶に固型化する場合、<u>第二</u>発電室長が固型化装置で固型化し、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。貯蔵した脱塩塔使用済樹脂を廃樹脂処理装置で処理する場合は、<u>第二</u>発電室長が使用済樹脂移送容器に収納し、放射線管理課長が罐内運搬する。<u>第一</u>発電室長は、<u>罐内運搬された脱塩塔使用済樹脂を廃樹脂処理装置または廃樹脂貯蔵タンクに移送した後、廃樹脂処理装置で処理し、処理済樹脂は(7)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は、<u>第一</u>発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管する。</u></p> <p>(4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、原子炉保守課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。ただし、このうち3号炉および4号炉の原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等については、機械工事グループ課長が、また、3号炉および4号炉で取り外した原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去した鉄筋コンクリートの雑固体廃棄物については、土木建築課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長、計装保守課長および原子炉保守課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(6) 1号炉および2号炉の外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋および埋め込み金物は、土木建築課長が、汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が外部遮壁保管庫に保管する。</p> <p>(7) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第100条の2 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>*1</sup>または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下、「廃棄物庫」という。)に保管する。</p> <p>(2) 1号炉および2号炉で発生したイオン交換器廃樹脂は、<u>第二</u>発電室長が廃樹脂タンクまたは廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、イオン交換器廃樹脂のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱い、(7)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。貯蔵したイオン交換器廃樹脂を廃樹脂処理装置で処理する場合は、<u>第二</u>発電室長が処理し、処理済樹脂は(7)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は、<u>第一</u>発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または装置の濃縮廃液タンクに保管する。</p> <p>(3) 3号炉および4号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂は、<u>第二</u>発電室長が使用済樹脂タンクまたは使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、脱塩塔使用済樹脂のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱い、(7)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。ドラム缶に固型化する場合、<u>第二</u>発電室長が固型化装置で固型化し、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。貯蔵した脱塩塔使用済樹脂を廃樹脂処理装置で処理する場合は、<u>第二</u>発電室長が使用済樹脂移送容器に収納し、放射線管理課長が罐内運搬する。<u>第一</u>発電室長は、<u>罐内運搬された脱塩塔使用済樹脂を廃樹脂処理装置または廃樹脂貯蔵タンクに移送した後、廃樹脂処理装置で処理し、処理済樹脂は(7)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は、<u>第一</u>発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管する。</u></p> <p>(4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、原子炉保守課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。ただし、このうち3号炉および4号炉の原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等については、機械工事グループ課長が、また、3号炉および4号炉で取り外した原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去した鉄筋コンクリートの雑固体廃棄物については、土木建築課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長、計装保守課長および原子炉保守課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(6) 1号炉および2号炉の外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋および埋め込み金物は、土木建築課長が、汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が外部遮壁保管庫に保管する。</p> <p>(7) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>廃樹脂処理装置他の共用化に伴う変更</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備で焼却する。</p> <p>ロ. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表133-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p>3. 原子燃料課長、放射線管理課長、当直課長、計装係課長および原子炉係課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、廃棄物庫および外部遮蔽保管庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器および原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫、外部遮蔽保管庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、1号炉および2号炉にあっては廃樹脂タンクおよび廃樹脂貯蔵タンクの水位、3号炉および4号炉にあっては使用済樹脂タンクの水位および使用済樹脂貯蔵タンクの圧力を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、1号炉および2号炉にあっては、廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクにおける廃液の保管状況を確認するために、1日に1回、濃縮廃液タンクの水位を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、当該濃縮廃液タンクにおける廃液の保管量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(4) 原子燃料課長、計装係課長および原子炉係課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、廃棄物庫、外部遮蔽保管庫および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各課（室）長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車面を徐行させること。</p>	<p>イ. 焼却する場合は、<b>第一</b>発電室長が雑固体焼却設備で焼却する。</p> <p>ロ. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表133-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p>3. 原子燃料課長、放射線管理課長、当直課長、計装係課長および原子炉係課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、廃棄物庫および外部遮蔽保管庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器および原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫、外部遮蔽保管庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、1号炉および2号炉にあっては廃樹脂タンクおよび廃樹脂貯蔵タンクの水位、3号炉および4号炉にあっては使用済樹脂タンクの水位および使用済樹脂貯蔵タンクの圧力を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、1号炉および2号炉にあっては、廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクにおける廃液の保管状況を確認するために、1日に1回、濃縮廃液タンクの水位を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、当該濃縮廃液タンクにおける廃液の保管量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(4) 原子燃料課長、計装係課長および原子炉係課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、廃棄物庫、外部遮蔽保管庫および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各課（室）長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車面を徐行させること。</p>	<p>記載の適正化</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）


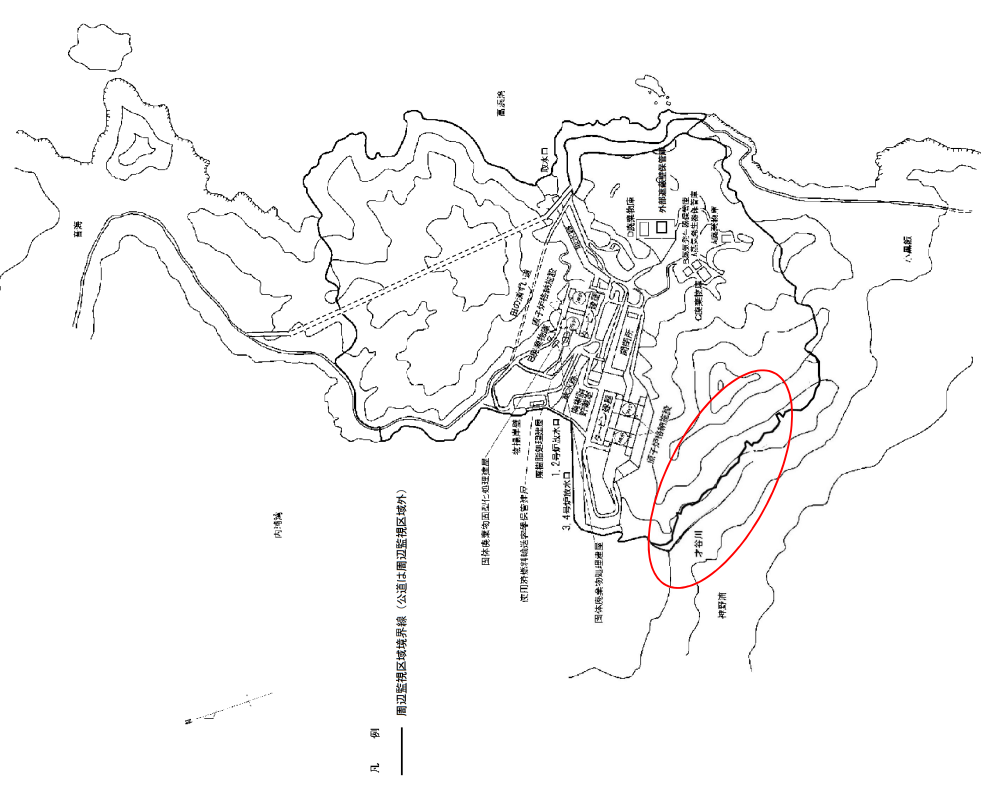
変更前	変更後	理由
<p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課(室)長が管理区域内で第106条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課(室)長が管理区域内で第106条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>変更なし</p>



高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由																																																																					
<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第102条 発電室および原子炉炉保修課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表102-2に示す排気筒等より放出する。</p> <p>(中略)</p>		<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第102条 発電室および原子炉炉保修課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、放射線管理課長の管理のもと、表102-2に示す排気筒等より放出する。</p> <p>(中略)</p>		記載の適正化																																																																					
<p>表102-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出操作担当課(室)長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物</td> <td rowspan="2">排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時</td> <td rowspan="2">発電室長</td> </tr> <tr> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物</td> <td rowspan="2">固体廃棄物処理建屋排気筒(雑固体焼却炉排気筒を含む。)</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> <td>第二発電室長</td> </tr> <tr> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> <td>第二発電室長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物</td> <td rowspan="2">原子炉格納容器漏えい率検査(A種)排気筒</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> <td>原子炉保修課長</td> </tr> <tr> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>検査の都度</td> <td>原子炉保修課長</td> </tr> </tbody> </table>		分類	排気筒等		測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課(室)長	放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	発電室長	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	放射性気体廃棄物	固体廃棄物処理建屋排気筒(雑固体焼却炉排気筒を含む。)	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	第二発電室長	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	第二発電室長	放射性気体廃棄物	原子炉格納容器漏えい率検査(A種)排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	原子炉保修課長	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	検査の都度	原子炉保修課長	<p>表102-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>放出操作担当課(室)長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物</td> <td rowspan="2">排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時</td> <td rowspan="2">発電室長</td> </tr> <tr> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物</td> <td rowspan="2">固体廃棄物処理建屋排気筒(雑固体焼却炉排気筒を含む。)</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物</td> <td rowspan="2">原子炉格納容器漏えい率検査(A種)排気筒</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> <td>原子炉保修課長</td> </tr> <tr> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>検査の都度</td> <td>原子炉保修課長</td> </tr> </tbody> </table>		分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課(室)長	放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	発電室長	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	放射性気体廃棄物	固体廃棄物処理建屋排気筒(雑固体焼却炉排気筒を含む。)	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	発電室長	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	発電室長	放射性気体廃棄物	原子炉格納容器漏えい率検査(A種)排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	原子炉保修課長	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	検査の都度
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課(室)長																																																																				
放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	発電室長																																																																				
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回																																																																					
放射性気体廃棄物	固体廃棄物処理建屋排気筒(雑固体焼却炉排気筒を含む。)	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	第二発電室長																																																																				
		粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	第二発電室長																																																																				
放射性気体廃棄物	原子炉格納容器漏えい率検査(A種)排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	原子炉保修課長																																																																				
		粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	検査の都度	原子炉保修課長																																																																				
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課(室)長																																																																				
放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	発電室長																																																																				
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回																																																																					
放射性気体廃棄物	固体廃棄物処理建屋排気筒(雑固体焼却炉排気筒を含む。)	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	発電室長																																																																				
		粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	発電室長																																																																				
放射性気体廃棄物	原子炉格納容器漏えい率検査(A種)排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	原子炉保修課長																																																																				
		粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	検査の都度	原子炉保修課長																																																																				

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

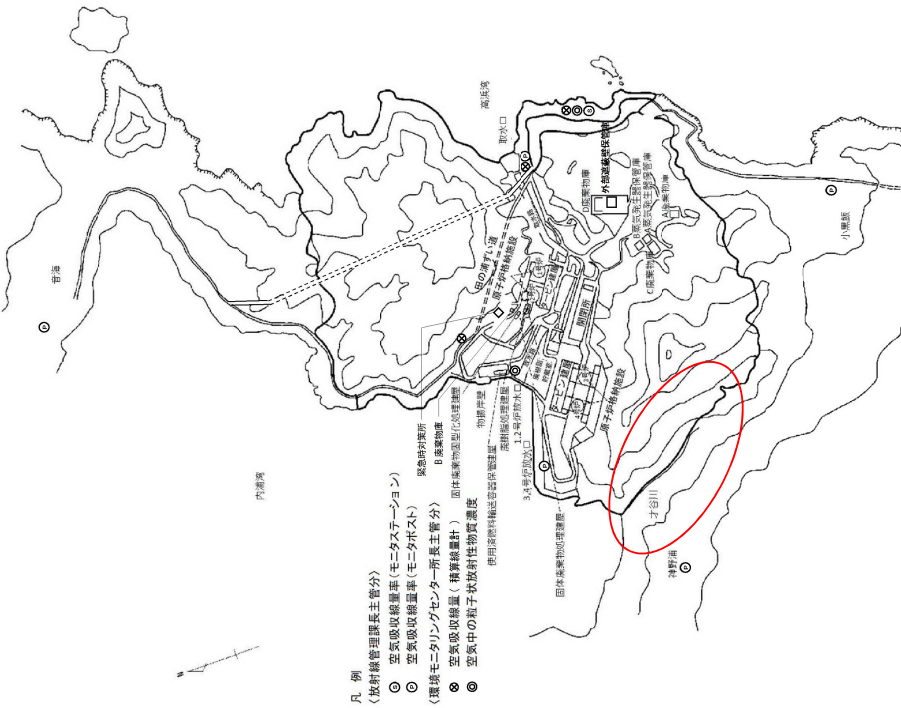
変更前	変更後	理由
<p>(周辺監視区域)</p> <p>第111条 周辺監視区域は、図111に示す区域とする。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げる。ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。</p> <p>3. 安全・防災室長は、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。</p>  <p>図111 周辺監視区域図</p>	<p>(周辺監視区域)</p> <p>第111条 周辺監視区域は、図111に示す区域とする。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げる。ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。</p> <p>3. 安全・防災室長は、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。</p>  <p>図111 周辺監視区域図</p>	<p>原子力災害制圧道路等整備による敷地境界の変更に伴う変更</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)                      第114条 放射線管理課長は、管理区域内、周辺監視区域境界付近（測定場所は図114に定める。）において、表114-1および表114-3（第106条第1項（2）の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。                      2. 放射線管理課長は、第1項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。                      3. 環境モニタリングセンター所長は、周辺監視区域境界付近（測定場所は図114に定める。）において、表114-2に定める空気吸収線量等の項目について、同表に定める頻度で測定する。                      4. 環境モニタリングセンター所長は、第3項の測定結果に異常が認められた場合は、直ちに所長に連絡する。                      5. 所長は、第4項の連絡を受けた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。（中略）</p>	<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)                      第114条 放射線管理課長は、管理区域内、周辺監視区域境界付近（測定場所は図114に定める。）において、表114-1および表114-3（第106条第1項（2）の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。                      2. 放射線管理課長は、第1項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。                      3. 環境モニタリングセンター所長は、周辺監視区域境界付近（測定場所は図114に定める。）において、表114-2に定める空気吸収線量等の項目について、同表に定める頻度で測定する。                      4. 環境モニタリングセンター所長は、第3項の測定結果に異常が認められた場合は、直ちに所長に連絡する。                      5. 所長は、第4項の連絡を受けた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。（中略）</p>	<p>変更なし</p>

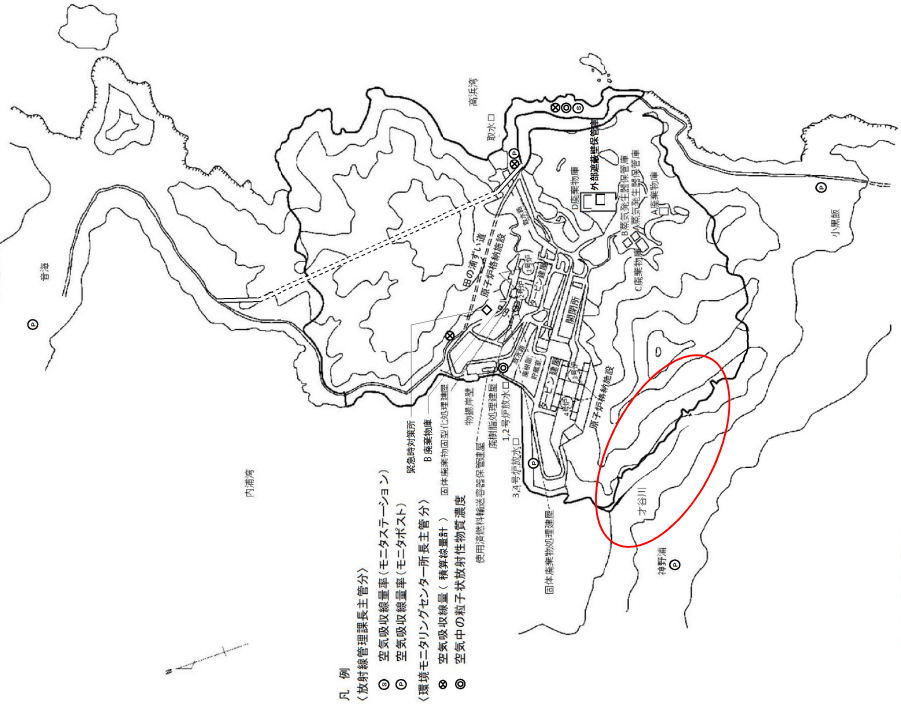
変更前

図114 空気吸収線量率等の測定場所



変更後

図114 空気吸収線量率等の測定場所



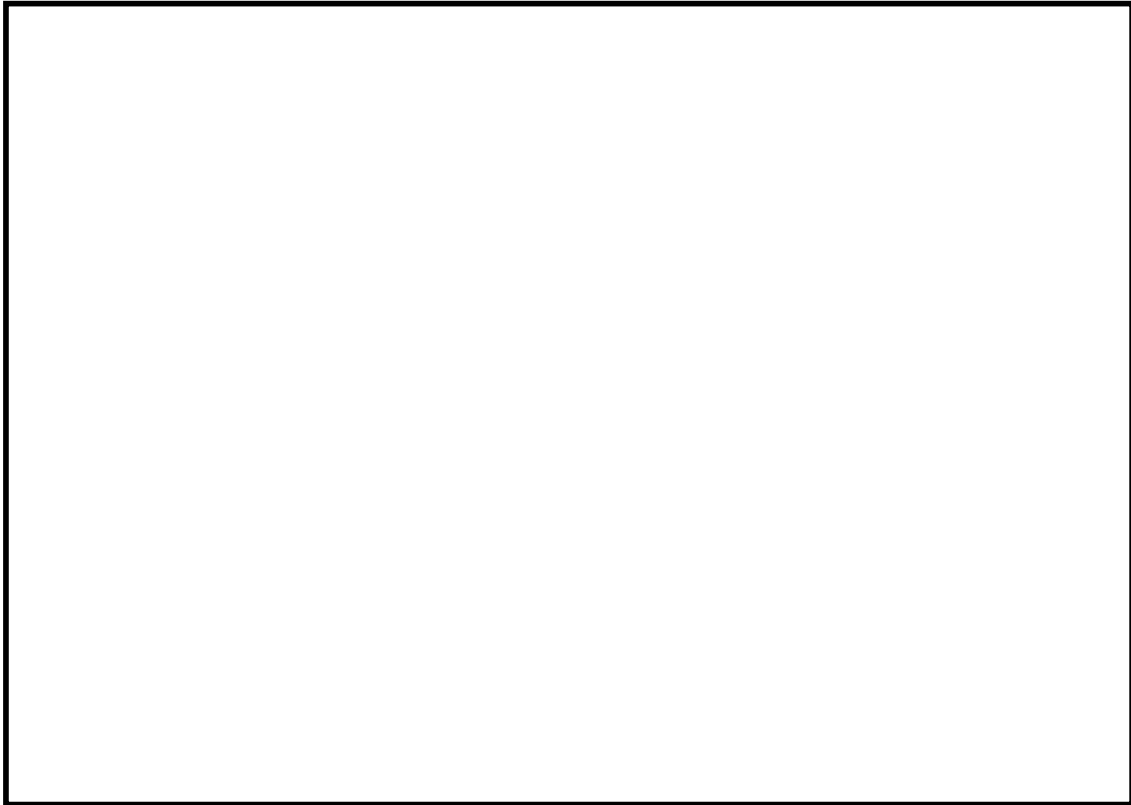

原子力災害制圧道路等整備による敷地境界の変更に伴う変更

理由

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）


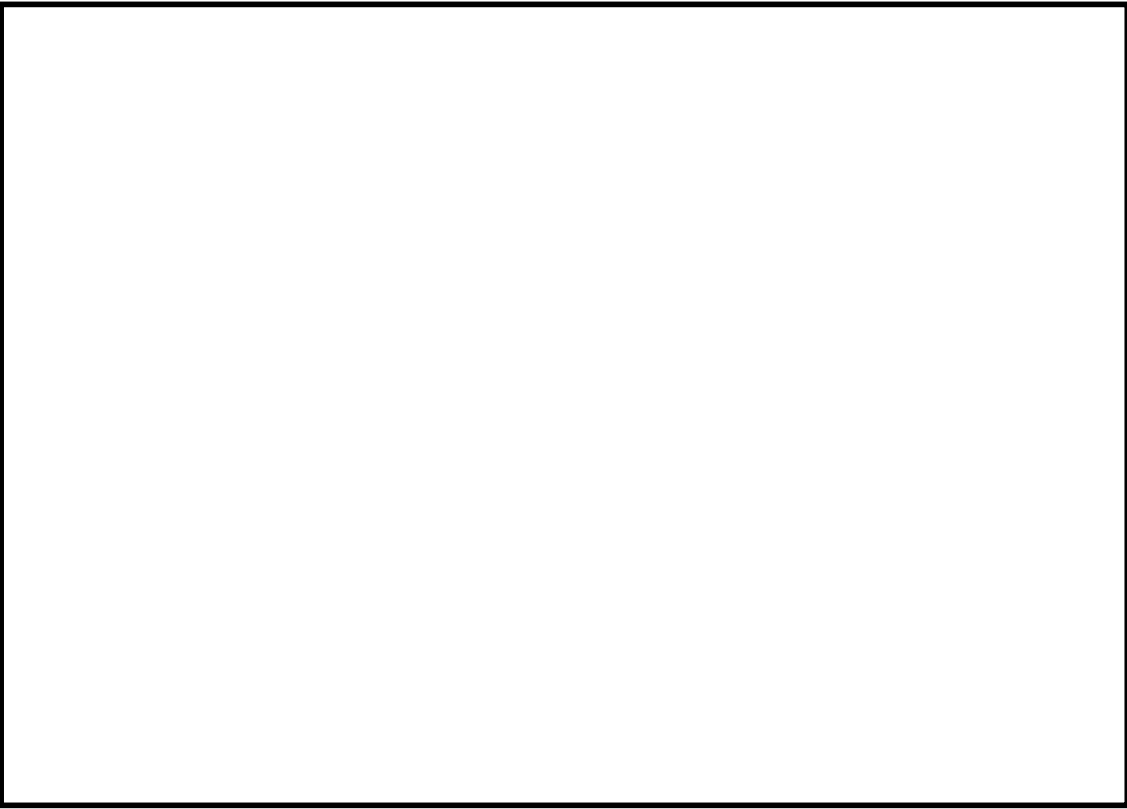
変更前	変更後	理由
	<p>附則（ 年 月 日 平成26原安防通達第3号一）                      （施行期日）                      第1条 この通達は、 年 月 日から施行する。                      2. 本規定施行の際、原子力災害制圧道路等整備に伴う敷地境界の変更に関連する規定については、当該敷地境界の変更を行う日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。                      3. 本規定施行の際、使用前事業者検査対象の廃樹脂処理装置他の共用化に関連する規定については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第3項の使用前確認完了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p>	<p>この規定は、原子力規制委員会からの認可を受けた日を改正日とする。</p> <p>この規定は、原子力規制委員会からの認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。</p> <p>原子力災害制圧道路等整備に伴う敷地境界の変更に関連する規定については、敷地境界の変更を行う日から適用する。</p> <p>使用前事業者検査対象である廃樹脂処理装置他の共用化に関連する規定については、使用前確認完了日以降に適用する。</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	<p>添付4 管理区域図（第105条および第106条関連）</p> 
変更後	<p>添付4 管理区域図（第105条および第106条関連）</p> 
理由	<p>・原子力災害制圧道路等整備による敷地境界の変更に伴う変更</p>


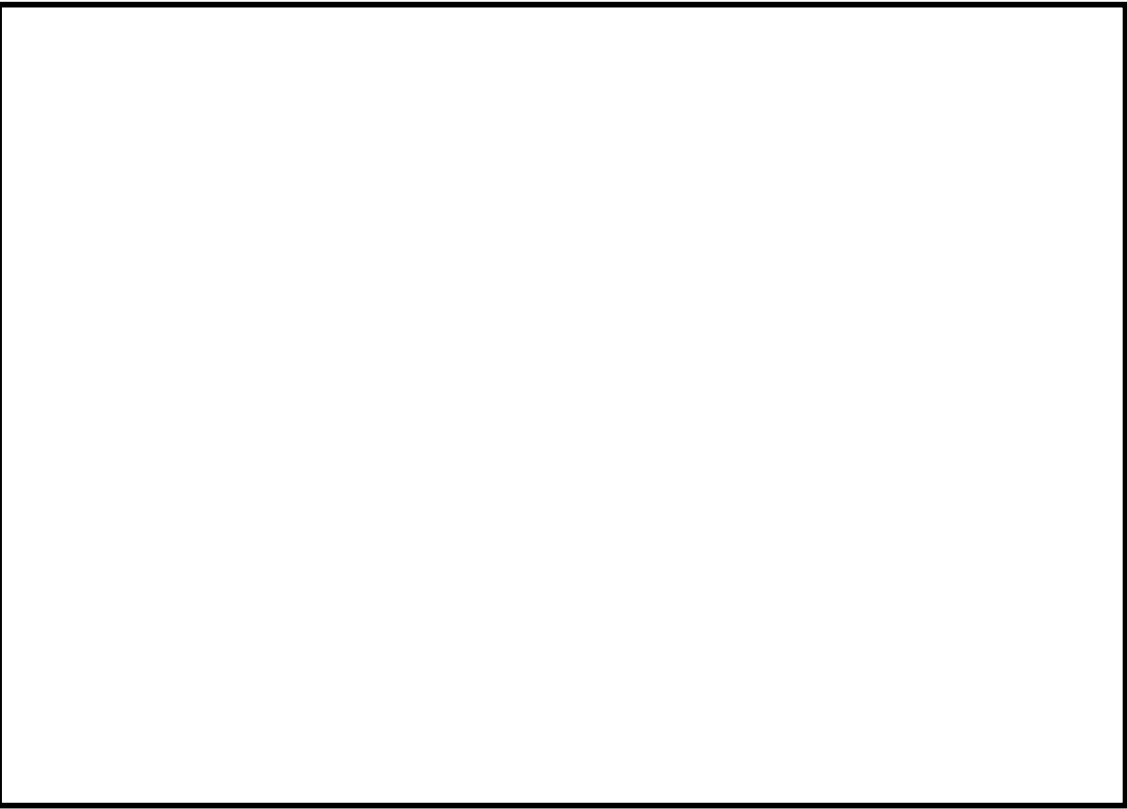
枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変 更 前	
変 更 後	
理 由	・ 廃樹脂処理装置他の共用化に伴う変更

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

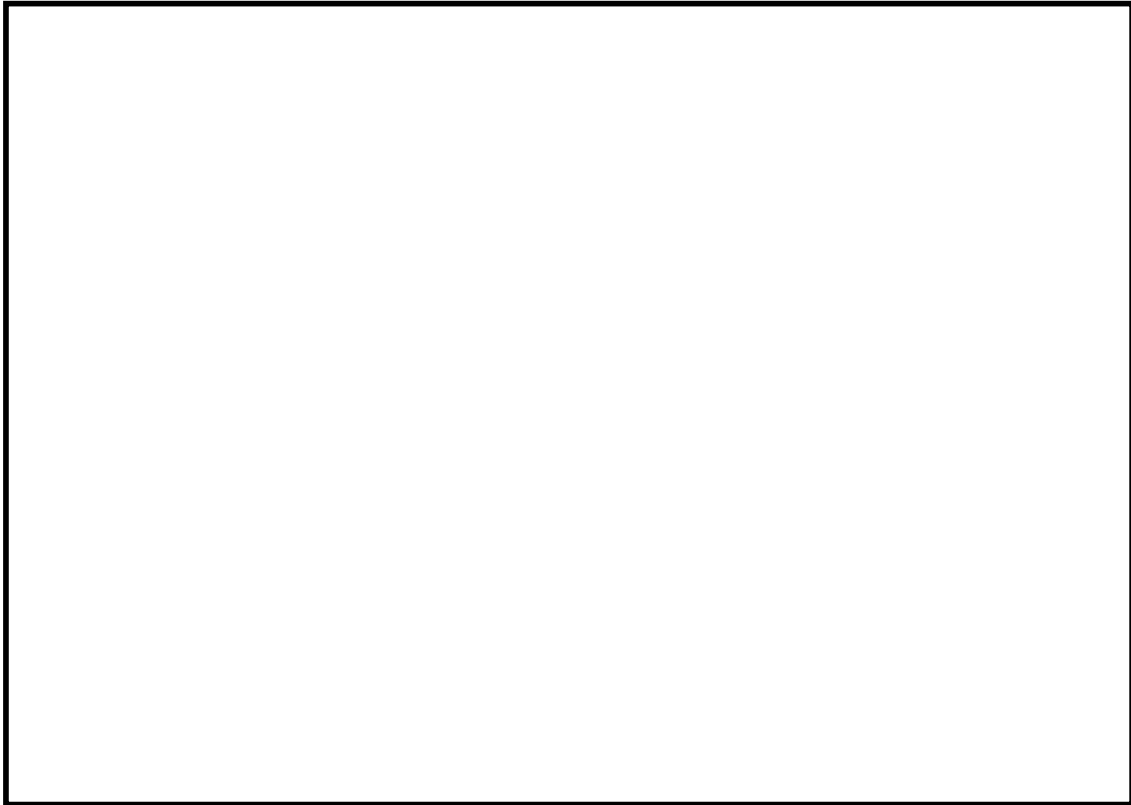
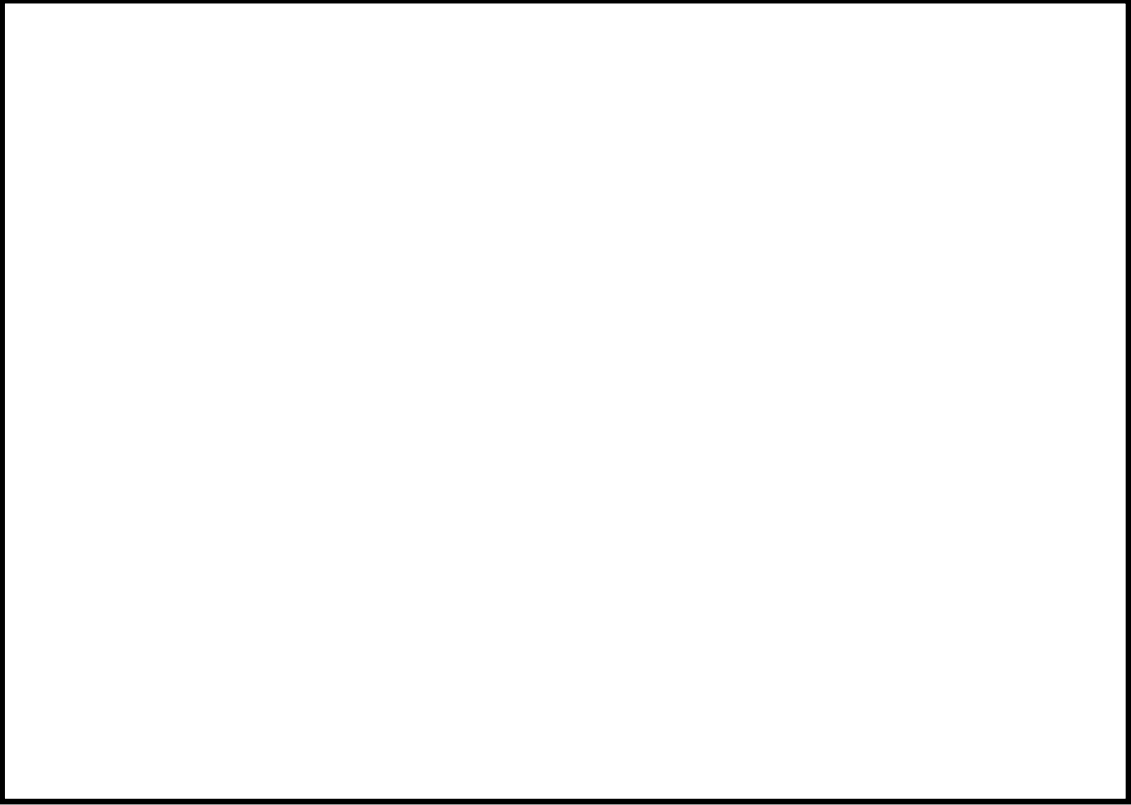
高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	
変更後	
理由	・廃樹脂処理装置他の共用化に伴う変更

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	<p>添付5 保全区域図（第110条関連）</p> 
変更後	<p>添付5 保全区域図（第110条関連）</p> 
理由	<p>・原子力災害制圧道路等整備による敷地境界の変更に伴う変更</p>

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。